アーキビストの職務基準に関する検討会議議事概要

1 日 時 平成30年12月19日(水) 13時30分~15時30分

2 場 所 国立公文書館3階特別会議室

3 出席者 新井 浩文 埼玉県立歴史と民俗の博物館 学芸主幹

(構成員) 岡崎 敦 九州大学大学院 教授

下重 直樹 学習院大学 准教授

座長 保坂 裕興 学習院大学 教授

森本 祥子 東京大学文書館 准教授

(内閣府) 吉田 充志 内閣府大臣官房公文書管理課企画官

(国立公文書館) 加藤 丈夫 館長

福井 仁史 理事

中田 昌和 次長

依田 健 統括公文書専門官

梅原 康嗣 統括公文書専門官室首席公文書専門官

伊藤 一晴 統括公文書専門官室公文書専門官

4 概要

議題1 前回議事概要の確認

意見なし。

議題2 「アーキビストの職務基準書」(案) について

- ○表紙・巻頭言・例言・目次について ※以下、資料2-2 新旧対照表(以下「資料」という。)参照
- 意見なし。
- ○本文(趣旨~備考) について
- ・ 本日欠席されているが、小谷委員から、アーキビストには、所属する組織文化に対する理解や、何ら かの組織で働く経験が重要であるとのご意見をいただき、現案では、「チームで働く力」を「組織・ チームで働く力」としたが(資料11頁)、今回の会議に先立ち、小谷委員から「チームで働く力」よ

りも「コーディネート能力」、つまり、組織内の異なる意見等を調整する力こそが重要であり、現案 では不十分とのご意見をいただいている(伊藤専門官)。

- ・ 組織文化への理解は、組織に属す以上当然の話。小谷委員のご意見は「1 アーキビストの使命」や「2 アーキビストの倫理と基本姿勢」に織り込まれていると思う(加藤館長)。
- ・ 館長に賛成である。確かに小谷委員の言われることは、欧米の基準書にも書かれているが、どこに書き込まれているかというと、「資質」の部分である。本基準書でいえば「2 アーキビストの倫理と基本姿勢」に含まれている(岡崎委員)。
- ・ 基本的にはこれで足りているのではないかというご意見だと思う(保坂座長)。
- ・ 「4 必要とされる知識・技能」「(3) 職務全体に係るマネジメント能力」(資料 11 頁) について、一点目に「職務全体を俯瞰して、専門的知見から基準・方針・計画等を立案し、また調整を行うことができる」とある。二点目に「職務の最適化を考えて、計画、実行、検証、改善を継続的に行う」とあり、どちらもプランニングを指しており、違いが分かりにくい(下重委員)。
- ・ 一点目は22 に整理した職務全体を俯瞰して、基準・方針・計画等を立案・調整するもの。例えばアルバイトをどの職務に配置するかなど。二点目は22 の職務全体ではなく、例えば評価選別や展示など、個別職務に関するPDCAサイクルというように考えている。館の規模によっては一点目と二点目の差が小さい場合もあると思う(伊藤専門官)。
- 二点目の「職務」を「実務」に変更したら如何か(新井委員)。
- ・ 二点目を「各職務の最適化を考えて」としてはどうか。そうすれば、一点目が職務全体を俯瞰して考えること、二点目が個々の職務を考えることとして整理できるのではないか(森本委員)。
- ・ 「実務」とすると、また新しい言葉を使用することになり、定義付けが難しい。「各」を入れること としたい(加藤館長)。

○別表1~3について

- ・ 最も大きな変更は、「23 海外のアーカイブズ機関及び国際組織等との連携」と「21 関係機関との連携・支援」の統合。国立公文書館においては ICA や EASTICA などの国際交流で通用するような人材をイメージするが、他館にとって、海外のアーカイブズ機関等との連携を職務としてイメージするのが難しい。本職務基準書を広く活用してもらうため、このような修正を行った(加藤館長)。
- 何か所か出てくる「電子情報」を「電子文書」に直されているが、理由は何か(下重委員)。

- ・ まず、「デジタル化・情報システムに関する知識」に「電子文書」を追加し、「デジタル化・電子文書・情報システムに関する知識」とした(資料 10 頁)。理由は、前回検討会議で議論した論点 5 (デジタル化・電子文書に関してさらに書き込むべき)及び公文書管理委員会での議論を踏まえ、電子文書について明示することとしたため。併せて、別表 2・3の中で「電子情報(電子文書)」として説明していた箇所についても、「電子文書」で統一した(伊藤専門官)。
- ・ 「No. 21 関係機関(公文書作成機関、アーカイブズ機関、図書館、博物館等)との連携・支援」が「No. 21 他のアーカイブズ機関、類縁機関(図書館・博物館等)及び地域との連携・協力」へと変更され、新たに「地域」が追加されている(資料 29 頁)。広い概念である「コミュニティ」とせずに「地域」、つまり local communityに絞った理由は何か(下重委員)。
- ・ 「コミュニティ」という横文字では意味が曖昧になると考えた。一方、全国公文書館長会議の際に実施したアンケートの回答に地域やボランティアとの連携を加えるべきとの意見があり、反映した。 「地域」という言葉も曖昧であるが、各館によって解釈してもらえれば良いと思う(伊藤専門官)。
- ・ 資料は誰のものかといった時に、ここでいう「地域」にあたるのではないか。下重委員が言われたのは、ヨーロッパ人が全く自身に関係ない日本の資料に関心を持った場合、無視してよいのかという話ではないか(岡崎委員)。
- ・ No. 21 の見出しにある「地域」は、その内容において「関係者、学校等」と対応すると見るのが自然だと思う。ただし「関係者、学校等」には逆に「地域」のニュアンスが薄い。内容にも「地域」を追加し、「地域の関係者、学校等」とした方が良いのではないか(保坂座長)。
- ・ 見出しを「地域等」とし、内容を「地域の関係者、学校等」としてはどうか(森本委員)。
- ・ 見出しの「地域」には「等」を追加し、「地域等」としたい。一方で「関係者」として考えていたの は寄贈・寄託者であり、必ずしも「地域」に限定されない。よって内容については、そのままとした い (伊藤専門官)。
- ・ 見出しに「地域等」をいれて、内容は特に修正しないということで結論とする(保坂座長)。
- ・ 別表 3 「No. 19 他のアーカイブズ機関及び民間に存在する関連資料の所在状況及びその内容に関する知識」(資料 35 頁)について、「所在状況」とは現地の保管状況に関する情報まで含むのか。それともどこに現在ありますありますという所在情報レベルで良いのか(新井委員)。
- 各機関によってどこまで把握するのかについては、差があると思う(伊藤専門官)。

○全体について ※以下、資料2-1 アーキビストの職務基準書(案)(以下「資料」という。)参照

- ・ 「『アーキビストの職務基準書』の検討経緯」(資料23頁)について、時系列に沿って示されており 理解を得やすい。冒頭部分は書き始めたらきりがない。現状を一段落目で示され、二段落目で公文書 管理法以降から職務基準書の着手までの流れについて整理されている(保坂座長)。
- ・ 第一段落の末尾において、「公文書館法の解釈の要旨」を引用し、専門職員について「その専門的な 知識と経験の具体的内容については未確定な部分もあ」ると説明している。実はこの続きに、養成や 研修体制の未整備という課題が挙げられ、この二つの理由によって専門職員を配置しがたい理由と されてきた。研修については国立公文書館や国文学研究資料館が、養成については大学側がそれぞれ 体制を整備してきた。今回、未確定とされてきた「専門的な知識と経験の具体的内容」について、一 つの回答を示すこととなった。歴史的にも意味があるものと改めて認識した(保坂座長)。
- ・ 検討経緯については、当館が中心の書きぶりとなっているが、日本の関係者が手をこまねいていたということを表しているわけではない。今まで国文学研究資料館や日本アーカイブズ学会等も専門職員の育成に取り組んできた。こうした他機関や関係団体の取組をどう示すかについて館内で議論があった。その結果、一つ二つ例示することで、それらがこれまでの我が国の関係団体による取組の全てと捉えられるのもどうかと思い、案のとおりとしている(加藤館長)。
- 新旧対照表、全体を通して検討してきたが、「アーキビストの職務基準書」(案)について、委員の皆様のご了解を得られたということでよいか(保坂座長)。
- (異議なし)

議題3 その他

- ・ 今日で日本版の「アーキビストの職務基準書」(案)についてご了解いただいた。まずは、各機関で職務基準書を職員採用・配置の参考資料として使って欲しい。次に、既にアーキビストとして仕事をしている人に対し、研修・教育用資料として使って欲しい。当館研修においても、改めて研修内容と職務基準書を照らし合わせて整備していきたい。併せて大学院レベルの教育カリキュラム策定にあたって活用して欲しい(加藤館長)。
- ・ 続いて、資料3に示したが、職務基準書を認証制度につなげたい。ただし、国で認証するとなると時間もかかり、国のお仕着せという心理的な反発も起こるだろう。一方、民間で認証するとなると、お金や人の問題で難しい。できれば国立公文書館の一組織として、独立性の高い認証委員会を設けて進めたい。当館は独立行政法人であり、国から一歩距離を置いているし、現在の事務局が継続して仕事することもできる。まずは委員を決めて、来年2月位に準備委員会を立ち上げ、認証制度の中身を固めていきたい(加藤館長)。

- ・ 一連の公文書をめぐる問題が発生する中で、行政文書の管理に関するガイドラインの改正があった。 その中で公文書管理の体制整備が図られ、各省庁に公文書管理の担当者を置くことになった。また、 公文書管理課においては、各府省における適切な行政文書管理を促進するため、公文書管理の高い専 門的知識を持つ者が各省庁に行き、公文書管理について指導・助言にあたる仕組みを検討していると ころ。そのためにも認証制度をつくりあげて、その中から配置できるようにしたい。公文書管理の問 題を解決する一つの大きなポイントだと思う (加藤館長)。
- ・ 内閣府から補足したい。加藤館長からご紹介があったとおり、様々な問題があり、公文書管理体制の 強化が課題とされている。行政文書の管理に関するガイドラインの改正により、文書管理者を補佐す る文書管理担当者を配置することになり、また7月の行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議 決定により、総括文書管理者の機能を分担し、文書管理の実質的責任者となる各府省CRO(公文書監 理官)を設置し、その下に公文書監理官室という組織を作りスタッフを置くという体制を整える旨明 記された。これによると、各府省の公文書監理官室には各府省OBや専門的な人材を雇うなど、専門 的能力のある者の配置を検討する旨記載されている。また、「公文書管理法施行5年後見直し」でも ご提言いただいた、公文書館等の専門職員を派遣して、公文書管理実務について専門的な助言をいた だく仕組みも検討中である。政府の中でも、専門職員であるアーキビストが期待されている(吉田企 画官)。
- ・ 専門知識を研修等で現場の人にもってもらうのと、専門家を雇うことは全然違う。専任のポストを作ったことは大きな進展であるが、そこで働く人が3年間の異動で来る人なのか専門家なのかは、制度として全く違う。認証制度の先に、是非専門家のポストを置くことを視野に入れて、そこを目指して議論していただきたい(森本委員)。
- ・ 日本の官僚機構では、特にキャリアの人たちは3年ごとに替わるため、専門性が組織に根付かない。 ただし、専門家を雇うと言っても日本にはいない。アーキビストの認証制度を作って、認証書を持っ ている人をそこに置く。異動するかもしれないが、次に来る人も認証書をもった人を配置する。常に 専門家がいる形になるべきであり、そのためにも認証制度を早く仕上げたい。また、認証書は、国立 公文書館長ではなく、認証委員会の委員長が権威をもって、委員長名で発行する方が良いと思う。こ れから皆さんのご意見を得ながら進めたい(加藤館長)。
- ・ 認証制度の対象は国や地方自治体の公文書館の職員であり、民間は別という理解か(岡崎委員)。
- ・ 現段階としては、公的機関を中心とした「アーキビストの職務基準書」を作成したので、民間のアーカイブズ機関等はこれを解釈・応用して下さいという言い方をしている。今はここからスタートするしかない(加藤館長)。
- ・ 日本の現状を考えると、民間のアーカイブズ機関の中には、公文書館に近い組織もあれば、逆に歴史

資料館的なものに特化したものもある。現場に落としたレベルでモデルをいくつか作れば、民間と公文書館が別にはならないかもしれない(岡崎委員)。

- ・ アーカイブズ研修Ⅲを修了した人が 200 人以上もいると聞いたが、地方公共団体では異動があり、 研修を受講しても公文書館から離れてしまう。認証制度が出来れば、専門職として復帰することがで きる、また、公文書館と関係の深い文書管理担当部署に専門職を配置する点でも、研修制度にリンク した認証制度は重要(新井委員)。
- ・ 個人的な経験で言えば、高等教育機関においてアーカイブズ学はニッチな存在である。したがって、 我々は狭い領域に籠もるよりも、世界の動向から考えて、もう少し大きな枠組み(例 ロースクール)と連携する方が、中長期的に未来がある(岡崎委員)。
- ・ 認証書が効果を持つことが非常に大事。実績を積み重ねて、ある段階でガイドラインに書き入れるとか、法律に近いところに位置づけることが大事だと思う。本日、検討経緯に言及した際にも申し上げたが、専門職員の未確定であった部分も手当した。関係の皆様の力を合わせて、公的なドキュメントへの書き込みに関してご協力いただきたい(保坂座長)。
- ・ 大変熱心にご議論いただき、職務基準書の形をとりまとめることができた。日本におけるアーカイブズの歴史でも画期的な出来事だと思う。ご尽力いただいた先生方にお礼申し上げる。これから次のステップがあるが、具体的な展開にあたっては、いろいろな場で相談するので、今後もご指導をお願いしたい(加藤館長)。
- · 以上で検討会議を終了する。ありがとうございました(保坂座長)。